

蒸気井掘削等の取扱要領

1 目的

この要領は、神奈川県温泉保護対策要綱の規定に基づき、蒸気利用等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領でいう用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 蒸気井

火山性蒸気（以下「蒸気」という。）を噴出する源泉又は動力装置で蒸気の噴出が誘起される源泉をいう。

(2) 温泉井

蒸気井及び湧泉を除く源泉をいう。

(3) 蒸気量

要綱に規定する揚湯量に相当し、1分間あたりの噴出蒸気を重量換算したものをいう。

ただし、蒸気と温水が同時に噴出する場合は、噴出蒸気量と温水量（温水量の換算は、1リットルを1キログラムとする。）の合計重量をいう。

(4) 整理統合及び統合蒸気井

蒸気井の効率的利用を図るため、複数の既存源泉を廃止又は休止し、これらに代わる蒸気井を設けることを「整理統合」といい、また、この蒸気井を「統合蒸気井」という。

3 区域指定

要綱で定める温泉保護地域及び温泉準保護地域内に、次の区域（別図）を定める。

(1) 地熱徴候区域

元箱根、仙石原及び強羅の一部で、自然の噴気孔や変質帯等の地熱徴候を有する区域。

(2) 蒸気・温泉混在区域

宮ノ下、底倉、堂ヶ島、小涌谷、二ノ平、強羅、仙石原、元箱根及び芦ノ湯の一部で蒸気井の周辺に温泉井が存在し又は蒸気井が開発される可能性のある区域。

4 区域別措置

(1) 地熱徴候区域

ア 掘削及び増掘は、付近既存源泉の口径及び深度を勘案のうえ認める。

イ 休止蒸気井の復活は、認める。

ウ 蒸気の採取は、温泉等利用計画に基づいたものとする。

(2) 蒸気・温泉混在区域

ア 掘削の取扱い

(ア) 掘削は、付近既存源泉から水平距離が150メートル以上ある場合に限り認める。

ただし、要綱で定める温泉保護地域内の掘削は、認めない。

(イ) 掘削工事終了後の蒸気量は、最高限度量以内とし、かつ、付近既存源泉に対して影響調査を実施し影響を及ぼさない範囲とする。

(ウ) 掘削の例外措置

a 既存の利用源泉が不可抗力による災害及び国又は地方公共団体が行う公共事業により埋没を余儀なくされた場合は、(ア)の規定にかかわらずこれを認めることがある。

ただし、この場合の掘削は、原則として従前の口径、深度とし、採取蒸気量は既許可蒸気量を超えてはならない。

b 地方公共団体が行う温泉利用のためのテストボーリングについては、(ア)の規定にかかわらずこれを認める。

イ 増掘の取扱い

(ア) しゅんせつ等の維持管理行為で蒸気量等の回復が困難な場合及び蒸気量を最高限量まで増量する場合の増掘は、付近既存源泉の口径及び深度を勘案のうえ認める。

(イ) 温泉井を蒸気井に変更するための増掘は、付近既存源泉から水平距離が 150 メートル以上ある場合に限り、前記(ア)と同様に取り扱う。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)の増掘工事終了後の蒸気量は、次に定める蒸気量以内とし、かつ、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲とする。

a 回復を目的とした増掘の場合は、既許可蒸気量

b 増量を目的とした増掘の場合は、最高限量

c 蒸気井への変更を目的とした増掘の場合は、既許可揚湯量に相当する蒸気量

ウ 休止蒸気井復活の取扱い

休止蒸気井の復活は、掘削と同様に取り扱う。

エ 代替掘削の取扱い

(ア) 代替掘削は、最初の蒸気井を基点として半径 5 メートル以内で認める。

ただし、この場合の口径及び深度は、原則として最初の蒸気井と同様とする。

(イ) 代替井の蒸気量は、既許可蒸気量以内とし、かつ、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲とする。

(ウ) 代替掘削するため廃止する蒸気井は、完全に埋没させるものとする。

オ 整理統合による掘削等の取扱い

(ア) 統合蒸気井の掘削又は既存源泉を統合蒸気井にするための増掘は、付近既存源泉（整理統合される源泉を除く。）から水平距離が 150 メートル以上ある場合に限り認める。

(イ) 統合蒸気井の蒸気量は、整理統合される源泉の既許可揚湯量又は既許可蒸気量の合計重量以内とし、かつ、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲とする。

(ウ) 整理統合のため休止する源泉は、整理統合による休止源泉として取り扱う。

カ 整理統合による休止源泉復活の取扱い

整理統合による休止源泉の復活は、統合蒸気井の廃止を条件に認める。

なお、復活後の蒸気量又は揚湯量は、既許可蒸気量又は既許可揚湯量以内とする。

5 その他の措置

(1) 蒸気井を温泉井へ変更するための増掘は認める。

ただし、変更後の揚湯量は、既許可蒸気量に相当する揚湯量以内とし、かつ、付近既存源泉に対して影響調査を実施し、影響を及ぼさない範囲とする。

(2) 温泉井で蒸気の噴出が発生した場合は、温泉採取者は速やかに周囲の安全及び災害防止対

策をとるとともに、噴出停止措置を講じるものとし、その経過及び結果を速やかに管轄する保健所長に報告するものとする。

6 蒸気井掘削等の安全対策

蒸気井及び蒸気噴出が予想される温泉井の掘削、増掘その他の工事は、フルセメンティング、グラウト等をほどこした蒸気井構造（別図参照）をとり、原則として次の条件に適合するように計画し、施工するものとする。

ただし、地熱微候区域については、場合により次の設備等の一部を除外することができる。

(1) 位置

公共の用に供する道路、人家、高圧線、ロープウェー、軌道その他のものから、10メートル以上の距離を確保する。

(2) 設備等

ア 暴発にそなえ適正な注水設備を設ける。

イ 噴出制御弁を設ける。

ウ 蒸気量計測装置を設ける。

エ 消音装置を設ける。

オ 酸欠、硫化水素ガス等による事故防止の対策を講じる。

(3) 噴出停止措置

上記(1)(2)の対策をとっても、蒸気噴出により付近の植生、建物等に影響を与える虞れがある場合は、速やかに蒸気噴出停止等の措置を講じるものとする。

7 温泉等利用計画書の提出

蒸気井を掘削しようとする場合は、温泉掘削許可申請書に、次に定める事項を内容とした計画書を提出させるものとする。

(1) 温泉及び蒸気利用の現況並びに利用計画

(2) 造成用水の現況及び確保計画

8 蒸気井に関する書類等の整備及び報告

蒸気の有効利用及び蒸気井の適切な維持管理に資するため、温泉採取者は次に掲げる書類を備え、管轄する保健所長の求めがあった場合は、その内容、その他の事項につき報告するものとする。

(1) 掘削等工事実績表（様式1）、井孔状況図（様式1の2）及び噴出蒸気量特性曲線（様式1の3）

(2) 蒸気量等を毎年1回以上定期的に測定した結果を記載した書類（様式2）

(3) 蒸気により温泉を造成している場合、利用水源の状況等を毎月1回以上測定した結果を記載した書類（様式3）及び供給状況を明らかにした書類（様式3の2）

(4) 蒸気の噴出状況、造成温泉量等を毎月1回以上定期的に測定した結果を記載した書類（様式4）

(5) 整理統合による休止源泉の温泉水位を毎月1回以上測定した結果を記載した書類（様式5）

附 則

- (1) この要領は昭和 62 年 4 月 1 日から 6 ヶ月を経過した日から適用する。ただし、この要領を適用する日の前日までに受理した許可申請（処分保留中のものを含む。）の取扱いについては、この限りではない。
- (2) 既存蒸気井（この要領の適用時において、既に存在する蒸気井をいう。以下同じ。）の許可蒸気量は、この要領の適用後 2 年以内に実施した蒸気量測定結果の報告に基づき決定する。
この場合において、相当と認める場合は、この要領の適用前 8 年間に実施した蒸気量測定結果等を勘案することがある。
- (3) 既存蒸気井の構造、設備等及び位置については、従前の例による。ただし、新たに増掘、復活及び代替掘削等を行う場合はこの要領を適用する。
- (4) 既存休止蒸気井について、この要領適用日以後最初に行う復活に限り 4 の(2)のアの(ア)において 150 メートルとあるのを 110 メートルと読み替えて適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 13 日から適用する。